

地域計画

策定年月日	令和6年4月16日
更新年月日	令和8年3月6日 ()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大槌町 (03461)
地域名 (地域内農業集落名)	小鎚地区 (長井、徳並、種戸、一ノ渡、蕨打直、中村・臼沢、吉里吉里、浪板)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	85 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	85 ha
② 田の面積	40 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	45 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	24 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	14 ha

(備考) 上記面積数値は、農地台帳をベースに算出したものであり、現況では山林等となっている農地も一部含まれること。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・若手後継者が少なく、担い手不足が著しい。
- ・ニホンジカ等による農作物の食害被害が多い。
- ・機械も転回できないような狭隘狭小な農地が点在しているため、農地の集積や作業の効率化も難しく、トラクターや車両が進入できる農道が整備されていない場所もある。
- ・畜産農家は堆肥の処分に困っており、水稻・野菜農家は町外から堆肥を購入しており、町内で循環できる仕組みがない。
- ・地域の一部においては、中山間直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、農地の保全活動に取り組んでいる。
- ・農地保全や鳥獣被害対策等に取り組む地区営農組合が設立され、農業を担う者として活躍が期待されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・花巻農協が産地化を進めるピーマンや産直施設での引き合いが強い高収益野菜を主要作物とし、ワラビや山椒等、中山間地域の特性を生かした特産品の生産及び6次産業化に取り組む。
- ・土地所有者が離農し、その後の活用を希望する農地については、立地及び耕作条件を鑑みたうえで、農事組合法人や営農組合等への集積や集約化を進め、場合によっては、定年帰農者や地域外の農業者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内の農業を担う者(認定農業者等)が農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を担っていく。また、引き続き、地区営農組織への作業受託や農事組合法人の入作等による農用地の利用についても検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14.9 %	将来の目標とする集積率	14.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
目標地図を活用し、将来世代が営農しやすいように、なるべく好条件地を保全し、集積や団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員や農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
土地所有者の貸付意向時期に配慮し、農地利用最適化推進委員や農業委員と調整を行い、農地を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約する。
(3) 基盤整備事業への取組
土地所有者の負担が少なく、地元で優位な農地の大区画化、汎用化等の基盤整備が実現可能な場合は、事業の計画検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、岩手県、大槌町及び花巻農協等と連携し、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の事業を活用しながら、相談から定着まで切れ目のない取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農事組合法人や営農組合等への農作業委託については、委託内容を整理しながら検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①ニホンジカ等による農産物の食害を地域全体で減らしていくため、実証事業の導入など、被害対策を積極的に行う。
- ②有機農業等に関する知識の習得を進め、場合によっては栽培実証などを行う。
- ③ラジコン草刈機等、スマート農業の導入を進め、機械の共同利用などに取り組む。
- ⑦多面的機能支払や中山間直接支払等を活用し、条件のよい農地を優先的に保全管理を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

